

警報発表時・地震発生時の措置について

気象に関する警報及び地震情報が発表された時の措置については、次のとおりです。ご家庭におかれましては、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象や地震情報を十分把握いただき、適切な対応をお願いいたします。

1 臨時休業となる場合

発表地域	警報や地震の状況	措置
和歌山市 または 和歌山市を含む地域	大雨警報 暴風警報 特別警報	自宅待機 午前9時までに解除されない時は、臨時休業
	震度5弱以上の地震	臨時休業

- (1) 和歌山県北部や紀北地方で、「暴風警報」や「大雨警報」または「特別警報」（以下「大雨警報等」といいます。）が発表されている場合は、「和歌山市」が含まれているかどうかの確認をお願いします。和歌山市が含まれていない場合は、通常の授業を行います。
- (2) 朝の登校時間帯に、大雨警報等が発表されている時は自宅待機です。学校からの連絡はいたしません。
- (3) 大雨警報等が午前9時までに解除された場合、授業を行います。授業開始時刻等をぐるりんメールでお知らせします。
- (4) 大雨警報等が発表されていなくても、次の場合は自宅待機させてください。欠席や遅刻になりません。
- ① 今後、大雨警報等の発表が予想できる時や気象情報等で危険だと判断される場合
- ② 午前9時までに大雨警報等が解除されても、地域の状況により登校が困難だと判断される場合
- ③ 風雨や冠水の影響で、通学途中が危険だと考えられる場合
- ※ ①②③のような場合は、地区代表または地区代表代理の方が学校まで連絡してください。
- (5) 「洪水警報、津波警報」は、自宅待機や臨時休業にはなりませんが、地域の状況等により臨時休業とする場合もあります。その時は、ぐるりんメールでお知らせします。

2 授業・給食について

- (1) 午前6時の時点で、大雨警報等が発表されている時、あるいは大地震が発生した時は、米飯・パン・牛乳の製造が中止されます。したがって、午前9時までに警報が解除された場合でも、授業は午前中で終わり、給食がありません。

3 登校後に、大雨警報等が発表された場合

- (1) 学習中に暴風警報・大雨警報が発表され、天候の悪化が予想される場合は、全員学校待機・引き渡しの措置をとります。引き渡しは各教室で、担任もしくは代理が立会いの下に行います。必ず、確認をお願いします。
- (2) 上記の措置をとる場合は、お迎え等についてぐるりんメールにてお知らせいたします。メール内の引き渡し時刻を確認後にお迎えをお願いいたします。
- (3) お車でのお迎えの際は混雑が予想されます。混雑回避にご協力をお願いいたします。

4 震度5弱以上の地震が発生し、大津波警報（特別警報）が発表された場合

- (1) 学校にいる児童は、全員、高台へ避難します。
- (2) 大津波警報が解除になるまで高台避難し、解除後は安原小学校に戻りますので、教室までお迎えをお願いします。

5 その他

- 欠席や遅刻になることにとらわれず、児童の安全を第一に考えてください。
- 学校への問い合わせの電話は、状況の把握や関係機関との連絡の支障となりますので、ご遠慮ください。
- 臨時休業の場合、次の日は時間割どおりで登校させてください。なお、必要に応じてぐるりんメール等で連絡いたします。

このプリントは1年間使います。ご家庭の見やすい場所に貼っておいてください。